

山口県主要農作物種子生産実施要綱

制定 平成30年3月28日 平29農業振興第1053号

(趣旨)

第1条 本要綱は、主要農作物の優良な種子の生産及び安定供給等に関し、山口県種苗条例（令和5年3月14日山口県条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象作物及び品種)

第2条 本要綱において対象とする作物は、条例第2条第1号に規定する主要農作物とし、その品種は条例第6条第1項に規定する奨励品種とする。

(定義)

第3条 本要綱及び関連する規程（以下「要綱等」という。）における語句の定義は、条例第2条に規定するもののほか、以下のとおりとする。

- (1) 「種子」とは、条例第2条第4号に規定する種苗のうち、条例第2条第1号に規定する主要農作物の一般種子及び原種等をいう。
- (2) 「一般種子」とは、奨励品種の種苗のうち、主要農作物の種子のことをいう。
- (3) 「原種」とは、条例第7条第2項に規定する原種苗のうち、主要農作物の種子のことをいう。
- (4) 「原原種」とは、条例第7条第2項に規定する原原種苗のうち、主要農作物の種子のことをいう。
- (5) 「原種等」とは、原種及び原原種のことをいう。
- (6) 「協会」とは、山口県米麦改良協会のことをいう。
- (7) 「生産計画」とは、奨励品種の需給見通しや備蓄状況を踏まえ、本県に必要な一般種子を確保するための計画をいう。
- (8) 「生産等基準」は、種苗法（平成10年5月29日法律第83号）第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号）に規定されたものをいう。
- (9) 「生産者」とは、一般種子を生産する生産者又は団体のことをいう。

(奨励品種の決定及び調査)

第4条 県は、奨励品種の決定に当たっては、栽培および流通に係る知見を有する者によって構成される山口県主要農作物・園芸作物奨励品種決定審査会（以下「審査会」という。）を開催し、意見を聴取する。

なお、決定の基準、審査会の構成員、審議事項及び運営等は別に定める。

2 県は、条例第6条2項の規定による調査として、奨励品種決定調査を実施するものとし、調査の方法、基準等は別に定める。

(生産計画の作成)

第5条 県は、一般種子の安定的な生産及び普及を図るため、協会が主体的に行う生産計画に関する協議等に参画する。なお、協会は、協議を踏まえ、生産計画を作成する。

2 生産者は、審査、指導等を受けるに当たっては、一般種子生産ほ場一覧を作成し、協会を通じて県に報告する。

(種子の生産)

第6条 対象品種は、奨励品種とする。但し、審査会における意見を踏まえ、県が特に必要と認めた品種についてはこの限りではない。

2 県は、原種等を生産するほ場を設置し、自ら生産又は委託生産により、生産等基準に適合する優良な原種等の生産及び確保に努める。

3 原種等の生産を委託する場合は、委託先が「適正かつ確実に生産されると認められる者」と判断できる場合のみとする。

4 原種の配付に当たっては、生産計画に該当する生産者に配付することとし、配付の手続、要件等は別に定める。

5 一般種子の生産に当たっては、生産者は原種を用い、生産等基準に適合する優良な種子生産に努める。

(審査)

第7条 条例第8条第1項の規定による審査は、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する県職員を審査員として、行うものとする。

2 審査対象は、原種等及び一般種子の生産ほ場とする。

3 条例第8条3項の審査の具体的な手続、基準及び方法等は別に定める。

(その他)

第8条 県は、要綱等のほか、必要な事項は別に定めるものとする。

2 要綱等で整備するもののほか、必要な場合は、審査会で審議を行う。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。